

大阪西労働基準監督署発表
令和7年5月14日

令和7年5月14日
【照会先】
大阪西労働基準監督署
06-7713-2021

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(機械の刃の取替え作業の際、作業員以外の労働者が機械を
運転することを防止するための措置を講じていなかった疑い)

令和7年5月14日、大阪西労働基準監督署(署長 かげまさ 景政 だいすけ 大輔)は、株式会社
松一商会及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に
書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社松一商会(以下「被疑会社」という。)

本社所在地 大阪市西区千代崎

事業内容 卸売業

(2) 同社代表取締役A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第108条第2項

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者を指揮するとともに、金属製品のせん断に使用
する機械であるシャーによる加工作業における安全確保を統括管理する者であ

るが、令和6年3月14日、シャーの刃を取替える作業を行うに当たり、シャーの運転を停止させた状態で、シャーの起動装置に錠をかけ、表示板を取り付ける等、同作業に従事する労働者以外の者がシャーを運転することを防止するための措置を講じていなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 令和6年3月14日、被疑会社において刃の取替え作業を行わない労働者Bが刃の取替え作業中のシャーを操作し、シャーの刃で同人の両手指8本を一部切断する労働災害が発生しました。
- (2) 労働安全衛生法では、機械の刃部の取替え作業を行うときは、機械の運転を停止し、当該機械の起動装置に錠をかけ、表示板を取り付ける等、同作業を行う労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならないと定められていますが、被疑者Aは同措置を講じていませんでした。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二～三 （略）

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 （略）

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二～四 （略）

(両罰)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(刃部の掃除等の場合の運転停止等)

第百八条 事業者は、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

3～4 (略)